

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等に関する取扱規程

(平成14.5.31
鹿児島県公安委員会規程5)

題名…改正〔平成29.3公規程2〕

改正 前略…令和3.2公規程1

目次

	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	287
第2章 認定の取消し（第3条—第7条）	288
第3章 指示等（第8条—第13条）	289
第4章 営業の停止（第14条—第19条）	290
第5章 営業の廃止（第20条—第24条）	292
第6章 処分事案の移送等（第25条・第26条）	292
第7章 雑則（第27条・第28条）	293
附則	293

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「令」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認定の取消し、指示、営業の停止及び廃止（以下「行政処分」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「認定の取消し」とは、法第7条第1項の規定により、認定を取り消すことをいう。
- (2) 「指示」とは、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示をいう。

- (3) 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、法第19条第1項の規定による読替え後の道路交通法第22条の2又は第66条の2の規定による指示をいう。
- (4) 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。
- (5) 「営業廃止命令」とは、法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定により、営業廃止を命ずることをいう。
- (6) 「署長等」とは、署長、交通企画課長、交通指導課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長をいう。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5〕

第2章 認定の取消し

(認定の取消事案の上申)

第3条 署長等は、認定の取消しに該当する事案の発生を認知した場合は、速やかに認定の取消事案上申書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、公安委員会に上申しなければならない。

(知事との協議)

第4条 公安委員会は、前条の上申を受けた場合において、当該処分事由を審査の上、認定の取消しに該当すると判断した場合は、速やかに認定取消しに関する協議書（別記第2号様式）により、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に協議するものとする。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕

(聴聞の実施)

第5条 知事からの認定取消しに関する同意があった場合は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第13条第1項第1号イの規定に基づき聴聞を行うものとする。

2 聴聞の実施については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところにより行うものとする。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕

(認定取消決定通知書等の送付)

第6条 公安委員会は、手続法第15条第3項及び第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで認定の取消しを決定した場合は、認定取消決定通知書（別記第3号様

式)に認定取消処分通知書(別記第4号様式)を添えて、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

(処分の執行)

第7条 署長は、前条の規定に基づき認定取消決定通知書及び認定の取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに当該処分に係る自動車運転代行業者(以下「被処分者」という。)に対して、処分理由を告げて認定の取消処分通知書を交付するものとする。

2 署長は、前項の処分の執行が終了したときは、速やかに認定取消執行報告書(別記第5号様式)により、公安委員会に報告するものとする。

第3章 指示等

章名…改正(平成29.3公規程2)

(指示対象行為の上申)

第8条 署長等は、指示の対象行為の発生を認知した場合において、その行為が指示に該当すると認めるときは、速やかに指示対象事案上申書(別記第6号様式)に関係書類を添えて、公安委員会に上申しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 公安委員会は、前条の上申を受けた場合において、当該処分事由を審査の上、指示に該当すると判断した場合は、手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の弁明の機会の付与手続は、聴聞規則の定めるところによる。

(指示決定通知書等の送付)

第10条 公安委員会は、指示を決定した場合は、指示決定通知書(別記第7号様式)に指示書(別記第8号様式)を添えて、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

(指示の執行)

第11条 署長は、前条の規定に基づき指示決定通知書及び指示書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、指示理由を告げて指示書を交付し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

2 署長は、前項の指示の執行が終了したときは、速やかに指示執行報告書(別記第9号様式)により、公安委員会に報告するものとする。

(注意)

第11条の2 公安委員会は、法第22条第1項の規定による法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営を確保するため是正を求めると認める事案（以下「注意該当事案」という。）について、次に掲げるところにより注意を行うものとする。

- (1) 署長等は、注意該当事案の発生を認知した場合は、速やかに注意対象事案上申書（別記第10号様式）により公安委員会に上申しなければならない。
- (2) 注意は、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長を経由し、注意書（別記第11号様式）を交付して行うものとする。
- (3) 注意書を交付する際は、当該自動車運転代行業者から、注意書受領書（別記第12号様式）を徴するものとする。

本条…追加〔平成29.3公規程2〕

（知事への通知）

第12条 公安委員会は、前条の指示の執行をした場合は、指示に関する通知書（別記第13号様式）に指示の理由となった関係書類を添えて、知事に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3、29.3公規程2〕

（読替え後の道路交通法の規定による指示）

第13条 読替え後の道路交通法の規定による指示については、道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限及び指示に関する取扱規程（平成6年鹿児島県公安委員会規程第4号）に定めるところによる。

第4章 営業の停止

（営業停止命令事案の上申）

第14条 署長等は、指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった令第5条第1項第1号ハの表行為の欄に掲げる行為を認知した場合において、その行為が営業停止命令に該当すると認めるときは、速やかに営業停止対象事案上申書（別記第14号様式）に関係書類を添えて、公安委員会に上申しなければならない。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5、29.3公規程2〕

（処分の量定等）

第15条 公安委員会は、前条の上申を受けた場合において、当該処分事由を審査の

上、営業停止命令に該当すると判断した場合は、令第5条第1項第2号、第3号及び第4号並びに同条第2項の処分基準（以下「処分基準」という。）に基づき処分の量定をするものとする。

- 2 前項の処分を量定後、速やかに営業停止命令に関する協議書（別記第15号様式）により、知事に協議するものとする。

本条…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3、29.3公規程2)

（聴聞の実施）

第16条 知事からの営業停止命令に関する同意があった場合は、手続法第13条第1項第1号ロの規定に基づき聴聞を行うものとする。

- 2 前項の聴聞の実施については、聴聞規則の定めるところによる。

本条…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3)

（営業停止命令決定通知書等の送付）

第17条 公安委員会は、手続法第15条第3項及び第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで営業の停止を決定した場合は、営業停止命令決定通知書（別記第16号様式）に営業停止命令書（別記第17号様式）を添えて、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

本条…一部改正(平成29.3公規程2)

（処分の執行）

第18条 署長は、前条の規定に基づき営業停止命令決定通知書及び営業停止命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて営業停止命令書を交付するものとする。

- 2 署長は、前項の処分の執行が終了したときは、速やかに営業停止命令執行報告書（別記第18号様式）により、公安委員会に報告するものとする。

本条…一部改正(平成29.3公規程2)

（知事からの営業停止の要請）

第19条 法第23条第2項の規定による知事からの営業停止の要請があったときは、当該要請処分事由を審査の上、営業停止命令に該当すると判断した場合は、処分基準に基づき処分の量定をするものとする。

なお、処分執行までの手続については、第16条から前条までの規定を準用するものとする。

本条…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3)

第5章 営業の廃止

(営業廃止命令事案の上申)

第20条 署長等は、営業廃止命令に該当する事案の発生を認知した場合は、速やかに営業廃止対象事案上申書(別記第19号様式)に関係書類を添えて、公安委員会に上申しなければならない。

本条…一部改正(平成29.3公規程2)

(知事との協議)

第21条 公安委員会は、前条の上申を受けた場合において、当該処分事由を審査の上、営業廃止に該当すると判断した場合は、速やかに営業廃止命令に関する協議書(別記第20号様式)により、知事に協議するものとする。

本条…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3、29.3公規程2)

(聴聞の実施)

第22条 知事からの営業廃止命令に関する同意があった場合は、第16条の規定を準用し、聴聞を行うものとする。

本条…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3)

(営業廃止命令決定通知書等の送付)

第23条 公安委員会は、手続法第15条第3項及び第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで営業の廃止を決定した場合は、営業廃止命令決定通知書(別記第21号様式)に営業廃止命令書(別記第22号様式)を添えて、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

本条…一部改正(平成29.3公規程2)

(処分の執行)

第24条 署長は、前条の規定に基づき営業廃止命令決定通知書及び営業廃止命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて営業廃止命令書を交付するものとする。

2 署長は、前項の処分の執行が終了したときは、速やかに営業廃止命令執行報告書(別記第23号様式)により、公安委員会に報告するものとする。

本条…一部改正(平成29.3公規程2)

第6章 処分事案の移送等

(報告又は資料の提出要求)

第25条 公安委員会は、行政処分をしようとする場合において必要があるときは、法

第21条第1項の規定により、被処分者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(処分事案の移送)

第26条 公安委員会は、第8条、第14条及び第20条の指示、営業停止及び廃止命令をしようとする場合において、被処分者が主たる営業所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第15条に規定する処分移送通知書に係る書類を添えて、移送するものとする。

第7章 雑則

(公安委員会と知事との協力)

第27条 公安委員会及び知事は、自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に関し、相互に協力するものとする。

本条…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕

(細目事項)

第28条 この規程の実施について必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成17.3.29公規程3)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.5.30公規程5)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成27.3.31公規程3)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.3.15公規程3)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.3.9公規程2)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和3.2.9公規程1)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書

〔鹿児島警47〕・

類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 旧様式による用紙については、当分の間は、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式(第3条関係)

	第 年 月 日 号
<p>認 定 の 取 消 事 案 上 申 書</p>	
鹿児島県公安委員会 殿	警察署長 印
<p>下記の事案は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定による認定の 取消事案に該当すると認められるので上申する。</p>	
記	
認定年月日	
認定証番号	
住 所	
氏名又は名称	
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

第2号様式（第4条関係）

鹿公委交企第	号
年 月 日	日
認 定 取 消 し に 関 す る 協 議 書	
鹿兒島県知事 殿	鹿兒島県公安委員会 印
<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。</p> <p>意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。</p>	
<p>1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者</p> <p>(1) 認定年月日</p> <p>(2) 認定証番号</p> <p>(3) 氏名又は名称</p> <p>(4) 住 所</p>	
<p>2 認定取消しの理由</p>	
取扱者の氏名及び連絡先	

本様式…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕

第3号様式 (第6条関係)

鹿公委交企第 年 月 号 日					
<h2 style="margin: 0;">認 定 取 消 決 定 通 知 書</h2>					
警察署長 殿					
鹿児島県公安委員会 印					
下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により認定取 消しを決定したので通知する。					
記					
対象(業)者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	住 所		氏名又は名称	
住 所					
氏名又は名称					
取 消 理 由					

第4号様式（第6条関係）

鹿公委交企第 号

認定取消処分通知書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、
自動車運転代行業の認定を取消したので通知します。

理由

年 月 日

公 安 委 員 会 印

（教示事項）

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。
ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

本様式…一部改正〔平成17.3公規程3、28.3公規程3〕

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号	
認 定 取 消 執 行 報 告 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交 付 日 時	年 月 日 時 分
交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 及 び 氏 名	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 ， 氏 名	
備 考 (処 分 執 行 の 際 に お け る 特 異 動 向 等 に つ い て 記 入)	

第6号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号	
指 示 対 象 事 案 上 申 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
下記の事案は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 の規定による指示の対象に該当すると認められるので上申する。 第25条第2項第1号	
記	
認 定 年 月 日	
認 定 証 番 号	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

第7号様式（第10条関係）

鹿公委交企第 年 月 日	
指 示 決 定 通 知 書	
警察署長 殿	
鹿児島県公安委員会 印	
第22条第1項 第25条第2項第1号	
下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により指示することを決定したので通知する。	
記	
対象（業）者	住 所
	氏名又は名称
指 示 理 由	

第8号様式（第10条関係）

鹿公委交企第	号
指 示 書	
住 所	
氏名又は名称	殿
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第22条第1項 第25条第2項第1号の規
定により、以下のとおり指示します。	
指示事項	
理 由	
年 月 日	
公 安 委 員 会 印	
(教示事項)	
1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

本様式…一部改正〔平成17.3公規程3、28.3公規程3〕

第9号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号	
指 示 執 行 報 告 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交 付 日 時	年 月 日 時 分
交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 及 び 氏 名	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 ， 氏 名	
備 考 (処分執行の際に おける特異動向 等について記入)	

第10号様式 (第11条の2の(1)関係)

第 号 年 月 日	
注 意 対 象 事 案 上 申 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
下記の事案は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく行政処分等に関する取扱規程第11条の2の規定による注意の対象に該当すると認められるので上申する。	
記	
認定年月日	年 月 日
認定証番号	
住 所	
氏名又は名称	
事 案 の 概 要	
根 拠 規 定	

本様式…追加〔平成29.3公規程2〕

第11号様式（第11条の2の(2)関係）

第 号
注 意 書
住 所 氏名又は名称 殿
あなたの経営する自動車運転代行業において、次のような行為が確認された。 このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。 今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。
記
1 違反行為の概要
2 根拠規定
年 月 日
鹿児島県公安委員会 印
連絡先

備考 注意書を交付する際には、当該自動車運転代行業者の経営において責任ある立場の者から、注意書受領書（別記第12号様式）を徴すること。

本様式…追加(平成29.3公規程2)

第12号様式（第11条の2の(3)関係）

注 意 書 受 領 書

認定証番号
氏名又は名称

自動車運転代行業において、関係法令の規定に違反する行為に係る注意
書（第 号）を確かに受け取りました。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

本様式…追加〔平成29.3公規程2〕、一部改正〔令和3.2公規程1〕

第13号様式（第12条関係）

鹿公委交企第 年 月 日 号 日								
指 示 に 関 す る 通 知 書								
鹿児島県知事 殿								
鹿児島県公安委員会 印								
第 2 2 条 第 1 項 年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 5 条 第 2 項 第 1 号 の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。								
1 指示を行った自動車運転代行業者								
(1) 認定年月日								
(2) 認定証番号								
(3) 氏名又は名称								
(4) 住 所								
2 指示事項等								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">指示年月日</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指 示 事 項</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">指示の理由</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他参考 事 項</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	指示年月日		指 示 事 項		指示の理由		その他参考 事 項	
指示年月日								
指 示 事 項								
指示の理由								
その他参考 事 項								
※ その他参考事項欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。								

本様式…一部改正(平成18.5公規程5、27.3公規程3)、旧10号様式…繰下(平成29.3公規程2)

第14号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号 日	
営 業 停 止 対 象 事 案 上 申 書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
下記の事案は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項の規定によ 第25条第2項第1号	
る取消事案に該当すると認められるので上申する。	
記	
認定年月日	
認定証番号	
住 所	
氏名又は名称	
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

旧11号様式…線下〔平成29.3公規程2〕

第15号様式（第15条関係）

鹿公委交企第	年	月	号
			日
営業停止命令に関する協議書			
鹿児島県知事 殿			
鹿児島県公安委員会 印			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 の規定により、以下のとお 第25条第2項第2号			
り営業停止命令を行う予定であるので、協議します。			
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。			
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。			
1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者			
(1) 認定年月日			
(2) 認定証番号			
(3) 氏名又は名称			
(4) 住 所			
2 営業停止命令の内容等			
命令年月日 (予定)			
営業停止命令 の 内 容			
営業停止命令 を行う理由			
その他参考事項			
※ 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。			

本様式…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕、旧12号様式…繰下〔平成29.3公規程2〕

第16号様式（第17条関係）

鹿公委交企第 年 月 日 号					
<h2 style="margin: 0;">営業停止命令決定通知書</h2>					
警察署長 殿					
鹿児島県公安委員会 印					
下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項の規定により営業停止することを決定したので通知する。					
記					
対象（業）者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏名又は名称	
住 所					
氏名又は名称					
営 業 停 止 理 由					

旧13号様式…綴下〔平成29.3公規程2〕

第17号様式（第17条関係）

鹿公委交企第 号

営業停止命令書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項の規
 第25条第2項第2号
 定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間
 年 月 日まで

3 理由

年 月 日

公安委員会 印

(教示事項)

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

本様式…一部改正〔平成17.3公規程3、28.3公規程3〕、旧14号様式…繰下〔平成29.3公規程2〕

第18号様式（第18条関係）

第 年 月 日 号 日	
営業停止命令執行報告書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交 付 日 時	年 月 日 時 分
交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 及 び 氏 名	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 ， 氏 名	
備 考 （処分執行の際に おける特異動向 等について記入）	

旧15号様式…繰下〔平成29.3公規程2〕

第19号様式（第20条関係）

第 年 月 日	
営業廃止対象事案上申書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
下記の事案は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項の規定によ 第25条第2項第3号	
る取消事案に該当すると認められるので上申する。	
記	
認定年月日	
認定証番号	
住 所	
氏名又は名称	
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

旧16号様式…繰下(平成29.3公規程2)

第20号様式（第21条関係）

鹿公委交企第 年 月 号 日
営業廃止命令に関する協議書
鹿児島県知事 殿
鹿児島県公安委員会 印
第24条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第25条第2項第3号 の規定により、以下のと おり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。
記
1 営業廃止命令の対象となる者
2 営業廃止命令を行う理由

本様式…一部改正〔平成18.5公規程5、27.3公規程3〕、旧17号様式…繰下〔平成29.3公規程2〕

第21号様式（第23条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">営業廃止命令決定通知書</h2>	
警察署長 殿	
鹿児島県公安委員会 印	
下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項の規定によ り営業廃止することを決定したので通知する。	
記	
対象者（業）者	住 所
	氏名又は名称
営 業 廃 止 理 由	（ここに理由を記載する）

旧18号様式…繰下(平成29.3公規程2)

第22号様式（第23条関係）

鹿公委交企第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項の規
第25条第2項第3号
定により、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

公安委員会 印

(教示事項)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。
ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

本様式…一部改正(平成17.3公規程3、28.3公規程3)、旧19号様式…繰下(平成29.3公規程2)

第23号様式（第24条関係）

第 年 月 日 号	
営業廃止命令執行報告書	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交 付 日 時	年 月 日 時 分
交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 及 び 氏 名	
処 分 執 行 し た 警 察 官 の 官 職 ， 氏 名	
備 考 (処分執行の際に おける特異動向 等について記入)	

旧20号様式…繰下〔平成29.3公規程2〕